

北部地域の豪雨による被害を受けた皆様へ

災害復旧貸付等のご案内

今次災害により被害を受けたみなさまを対象とした貸付制度を取り扱っております。詳しくは、窓口までお問い合わせください。

	生業資金：災害復旧貸付	農林漁業資金：農林セーフティネット貸付
ご利用いただける方	<p>今次災害により被害を受けた事業者の方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>1.災害により<u>直接被害を受けた方</u></p> <p>2.前1以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少や売掛金の固定化等、<u>間接的に被害が生じたと認められる方</u></p> <p>※原則として「<u>り災証明書</u>」を提出いただきます。発行までに時間を要する場合は、お近くの支店の窓口までお問い合わせください。</p>	<p>今次災害にかかる「<u>り災証明書</u>」が市町村長から発行され、かつ以下のいずれかに該当する方</p> <p>1.認定農業者</p> <p>2.林業経営改善計画の認定を受けている方</p> <p>3.漁業経営改善計画認定漁業者</p> <p>4.主業農林漁業者</p> <p>5.農林漁業経営開始後3年以内の方・集落営農組織等</p> <p>6.目標地図に位置づけられた方・継続的農地利用者</p> <p>7.前4に該当する家族農業経営における経営主以外の農地利用者の方※</p> <p>8.法人格のない任意団体※であって農業を営む方</p> <p>※一定の要件があります。窓口までお問い合わせください。</p>
資金の 使いみち	被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
返済 期間	運転：7年～最長10年 設備：10年～最長20年	15年以内

	住宅資金：災害復興住宅資金
ご利用 いただける方	ご本人が居住するための住宅等に被害を受けた旨の「 <u>り災証明書</u> 」を交付されている方（日本国籍の方・永住許可等を受けている外国人の方）で、沖縄県内で住宅を建設・購入又は補修される方。
返済 期間	次のうち、短い年数以内でお選びいただきます。 ア.「80歳」－申込者本人のご年齢※ イ. 35年 ※親子リレー返済を適用する場合等は、算出方法が異なります。

※ご融資の限度額や金利等、詳細な貸付条件については、お客様のご相談を伺いながらご説明させていただきます。

お問い合わせ先は次ページの<ご相談窓口>を参照ください。

令和6年11月豪雨に伴う災害に関する相談窓口の設置について

沖縄振興開発金融公庫(理事長:新垣 尚之)は、令和6年11月豪雨により被害を受けた事業者を対象に「相談窓口」を設置いたしました。本災害により被害を受けた皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

本相談窓口では、当公庫の本店および支店において、災害による被害の復旧に必要な資金に関する融資のご相談をお受けいたします。

また、既に当公庫資金をご利用いただき、今回被害を受けた方からの返済方法の変更に関するご相談もお受けいたします。

当公庫は、この度の豪雨により被害を受けた事業者の皆さまからの相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

<ご相談窓口>

本 店	【中小・小規模事業者の方】		
	融資第二部 中小企業融資第一班 ※1	TEL : 098-941-1785	
	中小企業融資第二班 ※2	TEL : 098-941-1795	
	【生活衛生関係営業を営む方】		
	融資第二部 生衛・創業融資班	TEL : 098-941-1830	
	【農林漁業者の方】		
	融資第三部 農林漁業融資班	TEL : 098-941-1840	
	【住宅に関するご相談】		
	融資第三部 住宅融資班	TEL : 098-941-1850	
	【ご返済の相談】		
事業管理部 業務第二班	TEL : 098-941-1815		
中部支店		TEL : 098-989-6511	
北部支店		TEL : 0980-52-2338	
宮古支店		TEL : 0980-72-2446	
八重山支店		TEL : 0980-82-2701	

※1. 那覇市又は先島地方を除く離島に住所を置く方

※2. 本島南部に住所を置く方

記事に関するお問い合わせ



沖縄振興開発金融公庫
 THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION

業務統括部業務企画課

TEL : 098-941-1740